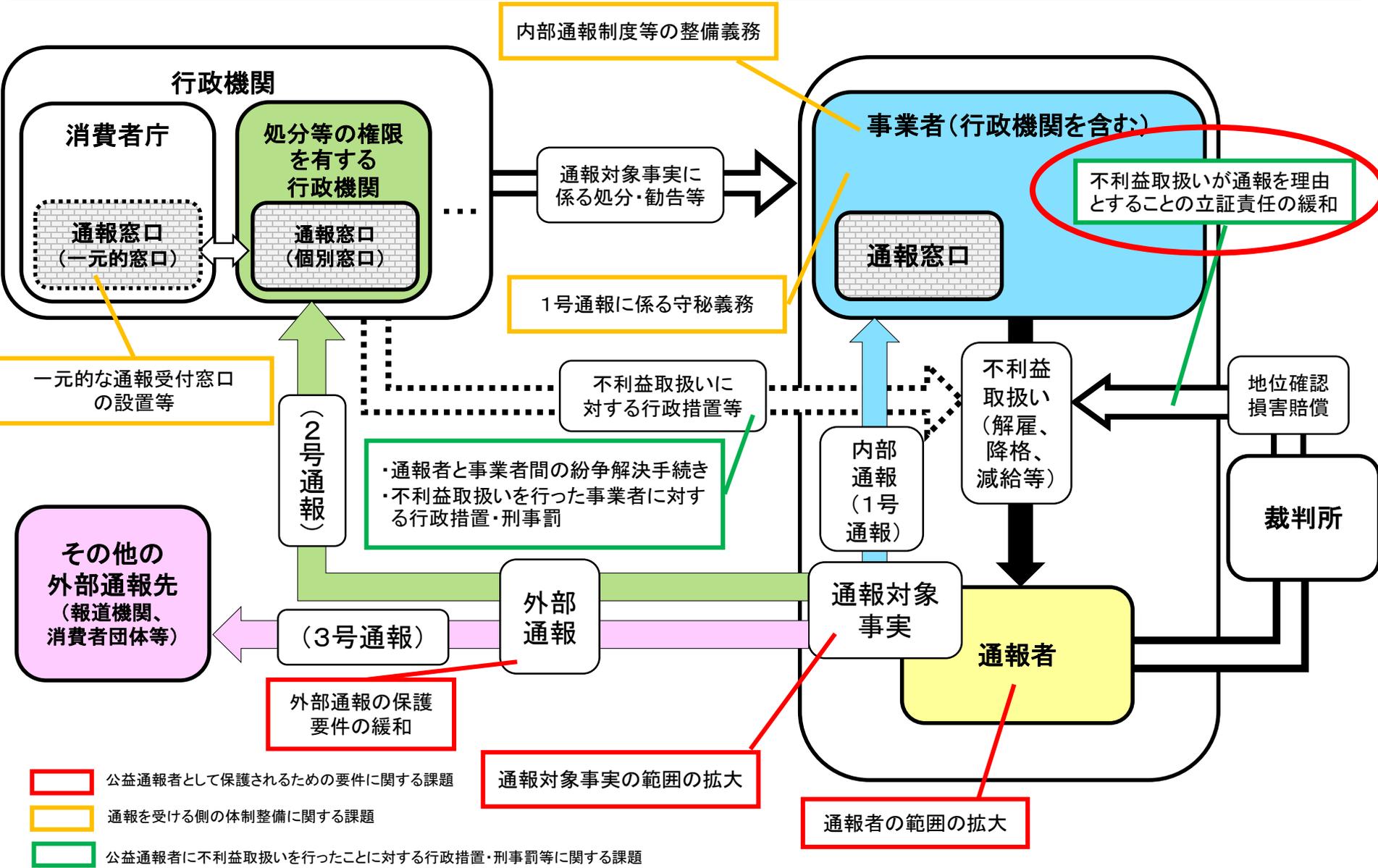


# 主な課題例のイメージ図



# 不利益取扱いが通報を理由とすることの立証責任の緩和

現行法の規定：不利益取扱いが「公益通報をしたことを理由として」行われたことについては、通報者側が立証する必要がある。

通報を理由として不利益取扱いが行われたと考えられるものの、通報を理由としていないとの主張がなされた事案がみられる。

事案の概要	時期
労働者に配置転換を行った動機について、事業者が、 <u>業務運営の効率化、円滑化を図る目的があったと主張</u> したのに対し、裁判所は、内部告発に対して制裁を課す動機、目的があったと認定した事案	神戸地判平成16年2月27日
職員を配置換えした理由について、県警が、 <u>労働者に異動先の業務に必要な実務経験と知識がある等と主張</u> したのに対し、裁判所は、県警側の対応とは別の行動をとった職員に対する嫌がらせ等のために行ったと認定した事案	高松高判平成20年9月30日
リペア作業への配置転換命令及び雇止めを行った理由について、事業者が、 <u>労働局への申告とは無関係と主張</u> したのに対し、裁判所は、労働者が労働局へ申告したことに対する報復等の動機によって命じたものと認定した事案	最二小判平成21年12月18日
労働者に配転命令を行った理由について、事業者は、 <u>労働者のこれまでの経歴から、新部署への従事に適任であった等と主張</u> したのに対し、裁判所は、労働者による内部通報を含む一連の言動を問題視して、業務上の必要性とは無関係に、主として個人的な感情に基づき命じたものと認定した事案	東京高判平成23年8月31日
労働者を一切の手術の麻酔担当から外した理由について、事業者が、 <u>労働者の他病院の見学日程の確保のために行った等と主張</u> したのに対し、裁判所は、労働者による上申を敵対的な行為と受け止め、これに対する報復として、労働者に不利益を及ぼす意図の下に行ったと認定した事案	東京高判平成26年5月21日